セントラル商事株式会社

第62期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商 号 又 は 名 称 セントラル 商 事 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 村 上 公 成 所 在 地 東京都中央区新川一丁目 2 4 番 1 号 電 話 番 号 03-5542-8911(代) 許 可 年 月 日 平成 2 3 年 1 月 1 日 加 入 協 会 名 日本商品 先物取引協会日本商品委託者保護基金

会社の沿革

当社は、昭和25年に商品取引所法が制定されたのを契機に、商品市場での上場商品の売買等を目的に創業した会社であります。商号を「セントラル商事株式会社」とし、昭和25年9月28日、創業いたしました。

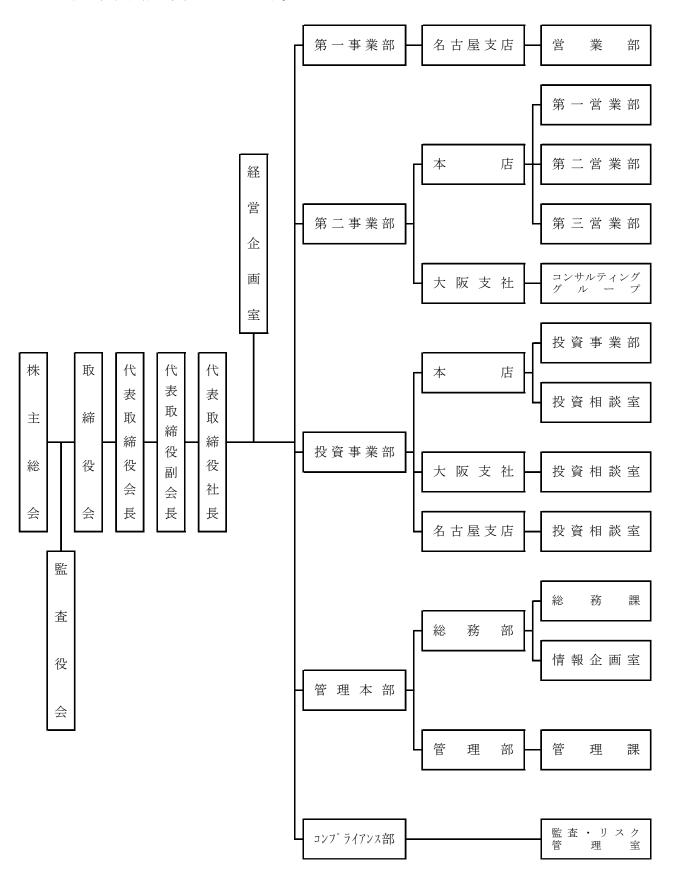
年	- 月		概 要
昭和2	5年	9月	商品先物取引の受託業務を目的として、セントラル商事株式会社を
			東京都中央区日本橋茅場町に創業。
			資本金250万円。
昭和2	6年	2月	東京繊維商品取引所綿糸、毛糸市場の商品仲買人登録。
昭和2	8年	9月	東京穀物商品取引所農産物市場の仲買人登録。
昭和3	0年1	2月	東京ゴム取引所ゴム市場の仲買人登録。
昭和4	3年	8月	資本金を5,000万円に増資。
昭和4	6年	1月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所農産物市
			場、東京繊維商品取引所綿糸市場、毛糸市場、東京ゴム取引所ゴム
			市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和4	8年	7月	資本金を1億円に増資。
昭和5	7年	3月	通商産業大臣より、東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を
			受ける。
昭和5	7年	6月	資本金を4億8,000万円に増資。
昭和5	9年1	1月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場、綿糸市場、毛糸
			市場、ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成	3年	7月	資本金を5億7,119万円に増資。
平成	3年	8月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場、関門商品取引所農産
			物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成	7年	4月	資本金を6億7,211万円に増資。
平成	9年	6月	資本金を10億円に増資。
平成 1	0年	3月	資本金を11億円に増資。
平成 1	0年	5月	東京工業品取引所の綿糸・毛糸市場を廃止。
平成1	0年	6月	東京穀物商品取引所の砂糖市場の受託業務を廃止し会員に。
平成 1	1年	8月	資本金を6億6千万円に減資。
平成 1	1年	8月	資本金を8億6千万円に増資。
平成1	2年	3月	資本金を9億3千7百万円に増資。

年月	概 要
平成12年 6月	大阪支社を開設。
平成12年 8月	資本金を11億3千7百万円に増資。
平成13年 1月	東京工業品取引所の貴金属及びゴム市場の受託業務を廃止し会員に。
平成13年 3月	資本金を15億8千7百万円に増資。
平成13年 8月	資本金を3億1千7百40万円に減資。
平成13年 8月	資本金を5億6千7百40万円に増資。
平成13年12月	資本金を8億6千7百40万円に増資。
平成14年 3月	名古屋支店を開設。
平成14年 8月	資本金を4億3千3百70万円に減資。
平成14年 8月	資本金を5億5千8百70万円に増資。
平成14年12月	経済産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場、中部商品取引所
	石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成16年10月	福岡商品取引所農産物市場の受託業務を廃止し退会する。
平成17年 3月	本社を東京都中央区新富一丁目18番1号へ移転。
平成17年 5月	東京工業品取引所より貴金属市場の受託会員を取得。
	㈱日本商品清算機構に加入。
	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入。
	中部商品取引所より鉄スクラップ市場の受託会員を取得。
	中部大阪商品取引所鉄スクラップ市場の受託業務を廃止。
	第二種金融商品取引業者登録。
	中部大阪商品取引所石油市場の受託業務を廃止し退会する。
	東京工業品取引所より石油市場の受託会員を取得。
平成21年 3月	東京穀物商品取引所より砂糖市場の受託会員を取得。
	三菱商事フューチャーズ証券㈱の商品先物対面取引事業を事業継承。
, , , ,	資本金を6億7千3百78万円に増資。
	中部大阪商品取引所より貴金属市場の受託会員を取得。
	中部大阪商品取引所貴金属市場の受託業務を廃止し退会する。
	新設分割により子会社「㈱ビィウィナーズ」を設立。
	第二種金融商品取引業を廃止。
	商品先物取引法における商品先物取引業者としての許可を受ける。
平成24年 8月	本社を東京都中央区新川一丁目24番1号へ移転。

② 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託取引参加者として、 当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号:農林水産省「指令22総合第1337号」経済産業省「平成22・12・13商第19号」

なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
㈱東京工業品取引所	金(標準・ミニ)、銀、白金(標準・ミニ)、パラジウム
(柳东水工采加坡5月)月	ガソリン、灯油、軽油、原油、ゴム(RSS3号)
㈱東京穀物商品取引所	一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、米穀
	アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖

- ロ. 外国商品市場取引に係る業務 該当事項はありません。
- ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務 該当事項はありません。

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業 務は上記イに掲げた取引所において行っております。

なお、ディーリング部門は、平成22年6月より子会社 (㈱ビィウィナーズ) に承継しております。

(b) 兼業業務

該当事項はありません。

③ 営業所、事務所の状況

名称	所 在 地	電 話 番 号
本 社	東京都中央区新川一丁目24番1号	03-5542-8911
大阪支社	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2番9号	06-6261-7000
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目21番8号	0 5 2 - 5 8 2 - 1 1 6 1

④ 財務の概要(平成24年3月決算期)

(a)	資本金	673,780千円
(b)	営業収益	853,156千円
(c)	受取手数料	853,033千円
(d)	トレーディング損益	1 2 3 千円
(e)	経常損失	6,140千円
(f)	当期純損失	95,408千円
(g)	純資産額規制比率	365.3%

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 15,888,520株 (平成24年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

⑥ 主要株主名(上位10名)

氏名又は名称	保有株式数	割合
㈱ウィン	7, 250, 000 株	45.63 %
マルハ商事㈱	2,190,000 株	13.78 %
坂本 嘉山	1,600,000 株	10.07 %
坂本 啓子	800,000 株	5.04 %
坂本 圭隆	534,000 株	3.36 %
藤井 清彦	500,000 株	3.15 %
中村 祥子	400,000 株	2.52 %
藤井 明美	400,000 株	2.52 %
松下 陽一	400,000 株	2.52 %
影山 達雄	334,000 株	2.10 %
合計 10名	14,408,000 株	90.69 %

⑦ 役員の状況

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役 会長	坂本 嘉山	有	常勤
取締役 副会長	坂本 圭隆	有	常勤
取締役 社長	村上 公成	有	常勤
取締役 管理本部長	神山 宗一郎	無	常勤
取締役 経営企画室長	長濱 修	無	常勤
監査役	原 正文	無	常勤
監査役	影山 達雄	無	非常勤
監査役	坂本 啓子	無	非常勤

(注) 監査役の原正文と影山達雄は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の数

	役員	うち非常勤	使用人	合計
総数	8名	2名	81 名	89 名
(うち外務員数)	(1名)	(0名)	(71名)	(72名)

2. 営業の状況

- ① 営業の経過及び成果
- (1)受取手数料部門
 - (a) 国内商品市場取引

1年を通して商品全般が荒い値動きとなった中、当社におきましては貴金属市場・石油市場におきまして増収となりましたが、農産物市場おいて売買高が伸び悩み、減収となりました。全体では8億5200万円(前期比19.7%減)となっております。

	受取手数料(千円)	委託売買高(枚)
農産物市場	127, 971	68, 498
砂糖市場	2, 271	1, 984
ゴム市場	59, 682	30, 502
貴 金 属 市 場	609, 264	132, 967
石 油 市 場	53, 562	26, 736
合 計	852, 751	260, 687

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
 - 2. 千円未満は切り捨てて表示しております。
- (b) 外国商品市場取引 該当事項はありません。
- (c) 店頭商品デリバティブ取引 該当事項はありません。
- (d) その他の取引

	受取手数料(千円)
貴金属の地金と倉荷証券とのスワップ取引仲介手数料	122 千円
貴金属消費寄託契約に基づく寄託料	159 千円
合 計	281 千円

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
 - 2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(2)トレーディング損益

(a) 国内商品市場取引

平成22年6月にディーリング部門を子会社(㈱ビィウィナーズ)に承継したため、 売買高は前年に比べ大きく減少し、年間で38万円の損失計上となりました。

	トレーディング損益(千円)	自己売買高(枚)
農産物市場	△ 57	198
砂糖市場	0	0
ゴム市場	△ 228	90
貴 金 属 市 場	△ 73	470
石 油 市 場	△ 23	10
合 計	△ 382	768

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、商品先物評価損益を含めて計算しております。
 - 2. 消費税は含まれておりません。
 - 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。
- (b) 外国商品市場取引 該当事項はありません。
- (C) 店頭商品デリバティブ取引 該当事項はありません。
- (d) その他の取引 貴金属地金の売買による商品売買益を506千円計上しました。

② 取引開始基準

当社では、お客様の実情に適合したお取引をしていただくために、次に掲げる要件をすべて満たすお客様に限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。

その後に当社において口座開設審査を行います。審査の結果によっては、口座開設のご希望に添い かねることもありますのであらかじめご了承ください。

【個人のお客様の場合 】

- (1) お客様ご自身の判断と責任により商品取引を行うことができること
- (2)年齢が満20歳以上満75歳未満であること
- (3) 年齢が満75歳以上の個人にあっては、当社が求める書面の提出があること
- (4) 一定以上の収入(500万円以上を目安)及び資産を有すること
- (5) 年収が500万円未満(年金等含まず)の個人にあっては、当社の定める例外要件を満たすこと
- (6) 商品先物取引の経験が、直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験がある個人、または商品デリバティブ取引等の取引経験がある個人。なお、取引経験のない個人にあっては、当社の定める例外要件を満たすこと
- (7)日本国内に居住していること
- (8) 日本語でのコミュニケーションがとれること
- (9) 商品先物取引のリスク・仕組みを十分に理解していること

- (10) 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業等、当社の定める個人情報を正確に提供されること
- (11) 電話により、常時連絡がとれること
- (12) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (13) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること

【法人のお客様の場合 】

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと
- (3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取引担当者」という。) を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること
- (4) 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること
- (5) 当社からの電話で常時連絡をとることができること
- (6) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (7) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること
- (8) その他当社が定める基準を満たしていること

<取引担当者の設定基準>

- (1) 取引担当者と法人代表者は同一でも可能です
- (2) 取引担当者は法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること
- (3) 日本国内に居住し、日本語によるコミュニケーションがとれること
- (4) 口座名義人である法人に籍があること
- (5) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (6) その他当社が定める基準を満たしていること
- ●口座名義はご本人名義に限ります。仮名、借名と思われる口座の開設はお断りしています。
- ●本取引開始基準は「商品先物取引ー通常取引」に適用されます。
- ●当社における審査の結果、お客様のお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

以上

③ 顧客数

顧客数 973 名 (平成24年3月31日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成24年3月31日現在) (単位:千円)

	(平成24年3月31日現住)	<u>(単位:十円)</u>
科 目	金額科目	金額
(資産の部)	(負債の部)	
流動資産	4,126,386 流動負債	3, 435, 400
現金及び預金	418,047 未 払 金	35, 863
預 託 金	100,000 預り委託証拠金	3, 320, 700
委 託 者 未 収 金	2,600 未 払 法 人 税 等	6, 244
前 払 費 用	8,419 預 り 金	29, 923
保管有価証券	451,787 その他の流動負債	42, 667
差 入 保 証 金	2, 208, 765	
委託者先物取引差金	633, 063	
短 期 貸 付 金	204,160 固定負債	33, 188
繰 延 税 金 資 産	64,306 退職給付引当金	31, 485
その他の流動資産	38,520 繰 延 税 金 負 債	1,703
貸 倒 引 当 金	△ 3, 283	
固定資産	632,710 引 金	50, 850
有 形 固 定 資 産	244,944 商品取引責任準備金	50, 850
建物	32,434 (商品先物取引法第221条)	
構築物	299	
器 具 及 び 備 品	10, 540	
土 地	201, 670	
	負 債 合 計	3, 519, 439
無 形 固 定 資 産	28,117 (純資産の部)	
のれん	717 株 主 資 本	1, 134, 605
電話加入権	10,259 資本金	673, 780
ソフトウェア	17, 140	
	資 本 剰 余 金	140, 080
投資その他の資産	359,648	140, 080
投資有価証券	26, 986	
関係会社株式	10,000 利益剰余金	320, 744
長期未収債権	4,690 利 益 準 備 金	25, 000
長期未収債権その他の未収債権	120,221 その他の利益剰余金	295, 744
(破産更生債権等)	操越利益剰余金	295, 744
長期差入保証金	272, 402	
長期貸付金	9, 468	
長期前払費用	4,725 評価・換算差額等	105, 051
敷	36,118 土 地 再 評 価 差 額 金	105, 051
その他の投資	8, 800	
貸 倒 引 当 金	△ 133, 764	
	純 資 産 合 計	1, 239, 656
資 産 合 計	4,759,096 負債及び純資産合計	4, 759, 096

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損益計算書

□ 平成23年 4月 1日
□ 平成24年 3月31日

(単位:千円)

		科 目 金	額
		営 業 収 益	853, 156
経	営	受 取 手 数 料 853,033	3
	業	売 買 損 益 123	3
	損	営 業 費 用	877, 018
316	益	販売費及び一般管理費 877,018	3
常		営 業 損 失	23, 861
		営 業 外 収 益	20, 307
	営	受 取 利 息 2,355	L
損	業	貸 倒 引 当 金 戻 入 12,196	5
127	外	そ の 他 5,758	3
	損	営 業 外 費 用	2, 586
	益	支 払 利 息 297	7
益		外 国 為 替 評 価 損 2,288	3
		経常損失	6, 140
胜	特	別損失	18, 496
別		商品取引責任準備金繰入 2,184	1
特別損益		固 定 資 産 除 却 損 12,238	3
-11112		雜 損 失 4,074	1
	税	引前当期純損失	24, 636
	法 人	、税、住民税及び事業税	4, 757
	法	人 税 等 調 整 額	66, 014
	当	期 純 損 失	95, 408

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日

(単位:千円)

				(単位:十円)
		株主	資 本	
	W- 1 A		資本剰余金	
	資本金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
前期末残高	673, 780	140, 080	l	140, 080
当期変動額				
剰余金の配当				_
利益準備金の積立				_
当期純利益				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_
当期変動額合計				_
当期末残高	673, 780	140, 080		140, 080

		株主	資 本	
		利益剰余金		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
	机缸井佣盘	繰越利益剰余金	小盆粉未並口目	
前期末残高	25,000	391, 153	416, 153	1, 230, 013
当期変動額			_	_
剰余金の配当			_	_
利益準備金の積立			_	l
当期純利益		△ 95, 408	△ 95, 408	△ 95, 408
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_	_
当期変動額合計		△ 95, 408	△ 95, 408	△ 95, 408
当期末残高	25, 000	295, 744	320, 744	1, 134, 605

	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
前期末残高	l	97, 934	97, 934	1, 327, 948
当期変動額			_	_
剰余金の配当				_
利益準備金の積立			_	
当期純利益			_	△ 95, 408
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		7, 116	7, 116	7, 116
当期変動額合計		7, 116	7, 116	△ 88, 292
当期末残高	_	105, 051	105, 051	1, 239, 656

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (a)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (b) その他有価証券

時価のあるもの ・・・ 期末日の市場価額等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 当期末においては時価のある有価証券はありません。

時価のないもの ・・・ 移動平均法による原価法

(c)保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定により㈱日本商品清算機構が定めた 充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の85% 社債(上場銘柄) 額面金額の65% 株券(一部上場銘柄) 時価の70%相当額 倉荷証券 時価の70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ・・・ 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法 と同一の基準によっております。

無形固定資産 ・・・ 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
- (a)貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため支給見込額の当期事業年度の負担額を計上しております。

(c)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程に基づく確定給付型の退職一時金制度 を採用し、退職給付に係わる期末自己要支給額を退職給付債務として計上しております。

(d) 商品取引責任準備金

商品取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

(a)受取手数料

商品先物取引

商品取引所における約定日、又はこれに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上することとなっており、当社におきましては、委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより 決済した時に計上しております。

その他の受取手数料

貴金属消費寄託契約に基づき契約満了日及び3月末日に寄託料を計上しております。 また、顧客が金地金を倉荷証券と交換する取引を当社が仲介する際に受け取る手数料も取引 成立日に計上しております。

(b) 売買損益

商品先物取引損益

反対売買又は受渡しにより取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

商品売買損益

金地金の買付、売却により取引を決済した時に計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した所有権移転外ファイナン スリース取引については、資産、負債及び損益に与える影響が軽微なため通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7)消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ. 担保資産

担保に供している資産

預託金 100,000千円

対応している債務

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく日本商品委託者 保護基金による代位弁済委託契約額 400,000千円

口. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を㈱日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券

420,747千円

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は113,421千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は400,000千円であります。

- (2) 委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは4,690千円、発生から1年を 経過しているものは、3,919千円であります。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 176,032千円
- (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器一式、車両及びその他の事務用機器についてはリース契約により使用しております。
- (5) 土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)第7条第2項の規定より計上した再評価差額であります。土地の再評価差額益163,224千円は、繰延税金負債(58,173千円)と土地再評価差額(105,051千円)に計上されております。

再評	価後の	の帳簿	奪価額	質の合	計	201,670	千円
再評	価前の	の帳簿	奪価額	何の合	計	38, 445	千円
再	評	価	差	額	益	163, 224	千円

- (6) 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。
- (7) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、㈱日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。 この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(8) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債は、日本公認会計士協会監査委員会報告66号に基づき、 下記のとおり計上いたしました。

			当期	当期末残高
			増減高	平成24年3月31日
繰延税金資産(流	動資産)純額	129,106 千円	△ 64,800 千円	64,306 千円
繰延税金資産(負債)-(投資等及び固定負債	<u> </u>		_
繰延税金資産	(投資等)	57,684 千円	△ 1,214 千円	56,469 千円
繰延税金負債	(固定負債)	△ 65,289 千円	7,116 千円	△ 58,173 千円
計		△ 7,605 千円	5,902 千円	△ 1,703 千円
合	計	121,501 千円	△ 58,898 千円	62,602 千円
全部組	純資産直入法に	よる増減額を除く	△ 7,116 千円	_
		法人税等調整額	△ 66,014 千円	

当期末の繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳は下記の通りであります。

繰延税金資産 (流動資産)	一時差異	実効税率	繰延税金資産 及び負債				
賞 与 引 当 金	4,474 千日	円 38.01%	1,700 千円				
未払金及び未払費用	1,801 千	円 38.01%	684 千円				
未払事業税 (外形標準課税)	1,487 千	円 38.01%	565 千円				
操 越 欠 損 金	1,147,406 千	円 38.01%	436,129 千円				
小計	1, 155, 169 千	円 38.01%	439,080 千円				
税効果を計上しない繰越欠損金	☆ 985,987 千	円 38.01%	△ 374,773 千円				
繰延税金資産(流動資産)純額	頁 169,182 千	円 38.01%	64,306 千円				
繰延税金資産(負債) - (投資等及び固定負債) 繰延税金資産(投資等)							
貸 倒 引 当 金	67,944 千日	円 38.01%	25,825 千円				
退職給付引当金	3,985 千	円 38.01%	1,514 千円				
П	27,500 千	円 35.64%	9,801 千円				
商品取引責任準備金	50,850 千	円 38.01%	19,328 千円				
小計	150, 280 千	円	56,469 千円				
繰延税金負債(固定負債)							
土地再評価差額金	△ 163,224 千	円 35.64%	△ 58,173 千円				
繰延税金負債(固定負債)純額	頁 △ 12,944 千	円 –	△ 1,703 千円				

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税 法等の一部を改正する法律」(平成23年法律 第114号)及び「東日本大震災からの復興 のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律 第 117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更される ことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効 税率は一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなりました。

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで 38.01% 平成27年4月1日以降 35.64%

なお、この変更による影響額は軽微であります。

当期において、税法上の繰越欠損金が16,028千円発生いたしました。従って当期の繰越欠損金と前期以前の繰越欠損金を合計すると、当期末の繰越欠損金合計額は、1,147,406千円となりました。前期末において、取締役会にて承認された予算書による見積利益に基づき、繰越欠損金と相殺できる見積利益を限度として繰越欠損金の税効果を計上しておりましたが、当期において、当期の欠損金が16,028千円発生したため、前期末の税効果計上の繰越欠損金310,543千円の繰延税金資産(流動資産)124,217千円を全額振り戻しました。

しかしながら、来期予算作成に当たっては、本社移転等に伴う事業活動費用の減少が確実であり、来期事業年度の見積利益計算書の税引後利益は161,419千円であります。取締役会により承認された来期の見積利益計算書を検討した結果、見積利益額は161,419千円が適正な見積額でありました。従って、当期末繰越欠損金1,147,406千円のうち来期の見積利益額161,419千円だけを税効果として繰延税金資産(流動資産)61,355千円を計上しております。

もし、業績が悪化して次期事業年度の純利益が発生しなかった場合は、来期に再判定として、 繰越欠損金の税効果計上額を振り戻す予定であります。

(9) 関係会社 (㈱ビィウィナーズ) に対する金銭債務 (区分表示したものを除く)

預り委託証拠金 13,090 千円 委託者先物取引差金 $\triangle 1,218$ 千円

【損益計算書に関する注記】

(1) 当期営業収益の内訳

						受取手数料	売買損益
商	묘	先	物	取	引	852,751 千円	△ 382 千円
そ		0	り		他	281 千円	
商		売	買	損	益		506 千円
合					計	853,033 千円	123 千円

(2) 関係会社 (㈱ビィウィナーズ) との取引高 (区分表示したものを除く)

営業取引による取引高

営業収益 25,557 千円

営業費用

40,349 千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 4,726 千円

営業外費用

296 千円

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 当事業年度末における発行済株式総数

普通株式 15,888,520株

【株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 1株当たりの純資産額 78円02銭 (期末発行済株式総数により算出しております。)
- (2) 1株当たりの当期純損失 6円00銭 (期中平均株式数により算出しております。)

【関連当事者との取引に関する注記】

属性		子会社	主要株主	主要株主
会社等の名称		㈱ビィウィナーズ	㈱ウィン	マルハ商事㈱
住所		東京都中央区	東京都練馬区	東京都千代田区
資本金又は	出資金	1,000 万円	1,000 万円	4,500 万円
事業の内容		金融商品取引	商品先物市場におけ る上場商品の売買	商品先物市場におけ る上場商品の売買
送油佐笠の	正士	100.00 %	45. 63 %	13.78 %
議決権等の	ガイ	(所有割合)	(被所有割合)	(被所有割合)
関係内容	役員の兼任等	兼任4名	兼任2名	兼任2名
美保門	事業上の関係	委託者	委託者	委託者
取引の内容		商品先物取引	商品先物取引	商品先物取引
	(営業収益)	25,557 千円	5,179 千円	362 千円
版 引	(営業費用)	40,349 千円	- 千円	- 千円
取引金額	(営業外収益)	4,726 千円	- 千円	一 千円
	(営業外費用)	296 千円	— 千円	— 千円
期末残高	預り委託証拠金	13,090 千円	62,032 千円	1,131 千円
州 小 汉 同	委託者先物取引差金	△ 1,218 千円	_	_

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、市場リスクに 係る金融商品については、取締役会において協議し投資決定を行っており、所定のルール に従って適正に評価されていることを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次の通りであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	418, 047	418, 047	_
(2) 預託金	100, 000	100, 000	_
(3) 委託者未収金	2,600	2,600	_
(4) 保管有価証券	451, 787	451, 787	_
(5) 差入保証金	2, 208, 765	2, 208, 765	_
(6) 委託者先物取引差金	633, 063	633, 063	_
(7) 短期貸付金	204, 160	204, 160	_
(8) 貸倒引当金(流動)	△ 3, 283	△ 3, 283	_
(9) 長期未収債権、その他未収債権	124, 911	124, 911	_
(10) 長期差入保証金	272, 402	272, 402	_
(11) 長期貸付金	9, 468	9, 468	_
(12) 敷金	36, 118	36, 118	_
(13) 貸倒引当金(固定)	△ 133, 764	△ 133, 764	_
資産計	4, 324, 276	4, 324, 276	_
(1) 預り証拠金	3, 320, 700	3, 320, 700	
負債計	3, 320, 700	3, 320, 700	_

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- ① 現金及び預金、預託金、委託者未収金、保管有価証券、差入保証金、短期貸付金、貸倒引当金(流動)預金は全て短期であり、その他の科目も短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 委託者先物取引差金
 - 清算参加者を経由して支払った委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で精算されることから時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- ③ 長期差入保証金、長期未収債権、その他未収債権、長期貸付金、敷金、貸倒引当金(固定)長期差入保証金は㈱日本商品清算機構に対する清算預託金であり、貸倒のリスクが極めて低く、またその他の科目に関しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- ④ 預り証拠金
 - 時価については、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。
- ⑤ 投資有価証券(26,986千円)、関係会社株式(10,000千円)、その他の投資(8,800千円)に関しては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。